

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

(1) 地域の災害リスク

地域の概要・立地など

伊根町は、京都府北部の丹後半島北端、北と東は日本海に面し、南は宮津市、西は京丹後市に隣接しています。海と山が交わり生み出される豊かな幸、自然と調和した伊根浦舟屋群は、平成17年7月に漁村として初めて国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成20年10月に「日本で最も美しい村」連合に、平成28年11月に京都宮津湾・伊根湾が世界で最も美しい湾クラブに加盟し、観光的付加価値のある景観を有しております。

洪水災害（伊根町浸水想定区域図）

伊根町の防災ハザードマップによると、本坂区より下流の筒川流域では、ほとんどの住宅地において0.5m～3.0m未満の浸水が予測されているほか、朝妻川流域では、一部住宅地において0.5m～3.0m未満の浸水が予測されている。

前提雨量 筒川流域24時間総雨量 613mm 朝妻川流域6時間総雨量 399mm

土砂災害（伊根町土砂災害警戒箇所点検マップ・京都府土砂災害危険度情報）

伊根町の防災ハザードマップによると、伊根・朝妻地区、本庄・筒川地区の山間部において、急傾斜の崩壊及び土砂災害が生じる恐れのある区域や土砂災害特別警戒に指定されている区域が点在する。

また、国道178号線沿いなどで大規模な土砂災害が発生した場合には、幹線道路の機能が寸断され、災害復旧が停滞する可能性がある。

地震（伊根町地域の危険度マップ・京都府マルチハザード情報システム）

伊根町周辺には、山田断層帯や郷村断層帯などがあり、その最大予測震度は6強とされており、30年以内の発生確率は低いものの、発災時には建物の損壊や土砂災害・道路遮断や電力や通信の喪失など甚大な被害が及ぶことは避けられない。

また、30年以内の発生確率が70%程度と高い南海トラフ地震における震度予想は、震度5強と予想されており、直接的な大きな被害は及ばないものの、流通機能の低下など間接的な影響が及ぶものと想定される。

感染症

定期的な大流行を繰り返すインフルエンザや新型コロナウイルス感染症については、多くの国民が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により伊根町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

その他

これまで、筒川及び朝妻川の流域で数々の水害に見舞われてきた。近年では、平成29年の台風18号において、時間雨量46mmを記録し、山間部で土砂災害、同流域で洪水が発生し、床上浸水13棟、床下浸水45棟など甚大な被害を及ぼした。

## (2) 商工業者の状況

### ①商工業者などの数

133人

### ②小規模事業者数

124人

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
商工業者	製造・建設業	31	31	広く分散している
	卸・小売業	26	24	広く分散している
	サービス業	62	57	伊根湾沿いに多い
	その他	14	12	広く分散している

## (3) これまでの取組

### 1) 伊根町の取組

#### 地域防災計画の策定

伊根町防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、伊根町長を長とした伊根町防災会議が策定している。大規模災害に対処するため、予防・応急・復旧対策について国・府・地方行政機関などとの連携を含めた総合的な防災計画を定めている。

#### 地域防災訓練の実施

災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、洪水・土砂災害・地震発生などの複合被害を想定したシナリオにより、関係諸機関の連携訓練、地域住民の訓練を通して自助・共助と公助の連携強化を図るため、毎年9月頃に実施している。

#### 防災・感染症等の対策備品の備蓄

防災備品及び3日間程度の飲食料品備蓄を、また感染症対策としてはマスク・消毒液などを本坂第2倉庫などに備蓄管理している。

#### 感染症に関する対策

各関連法令に基づき、感染症に関する行動計画を策定している。感染症の感染拡大を町の危機管理に関わる重大課題と位置づけ、感染拡大の抑制による町民の生命及び健康の確保と生活や経済の維持に努める。

### 2) 伊根町商工会の取組

#### B C Pに関する国の施策などの事業者への周知

伊根町商工会広報(年3回発行)への記載やホームページにおいて周知している。

#### 商工会団体制度(ビジネス総合保険制度)への加入促進

被災時の資金調達の観点(リスクファイナンス)で、事業者のリスク分析を実施するとともに、そのリスクに応じたリスクファイナンス設計を実施している。

#### 防災備品の備蓄

当商工会内に被災時の復興支援に資する備品及び非常飲食物の備蓄を進めている。

#### 会員事業者向けB C P相談会の実施

想定する災害の被害予想やB C P策定の重要性を周知し、B C P並びに事業継続力強化計画の策定を推進している。

## II：課題

伊根町商工会及び会員事業者においては、具体的な事業継続計画の策定や実効性を高めるための有効な研修や訓練は十分なものとは言えず、平時の準備に加え発災時の緊急対応の蓄積はできていない。また、感染症の感染拡大についても、感染予防のための基準となるルールの策定には及んでおらず、それらの策定・整備・準備が必要であると考えます。

## III：目標

- ・地区内小規模事業者に対し普及啓発セミナーや行政施策等の情報を継続的に発信し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知することにより、災害に対する意識を高める。
- ・地区内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害からの早期復興への意識の醸成を図る。
- ・発災時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、伊根町商工会と伊根町との間における被害情報報告共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・小規模事業者が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るとともに、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

### 【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標	
			BCP (簡易版含む)	事業継続力 強化計画
133	124	令和5年度	1	2
		令和6年度	1	2
		令和7年度	2	3
		令和8年度	2	3
		令和9年度	3	5

### \*その他

- ・上記内容に変更があった場合は、速やかに府へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和5年4月1日～令和10年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

伊根町商工会と伊根町の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 1. 事前の対策

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・事業者に対しハザードマップを用いながら、事業所所在地の想定被害やその影響の軽減策などを説明する。
- ・会報・ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、リスクファイナンスの必要性を告知する。
- ・事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な教育・訓練等について指導・助言を行う。
- ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報の入手と周知を行う。
- ・感染症の発生に備え、感染予防に関する備蓄品や換気設備・テレワーク設備等の情報や支援を提供する。

2) 商工会の事業継続計画策定

伊根町商工会は令和5年3月までに事業継続計画を策定する。

3) 関係団体との連携

- ・京都府商工会連合会及びリスクマネジメント協定を締結した保険会社と連携し、専門家派遣・普及啓発のためのセミナーや勉強会実施・リスクファイナンスの案内・事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・伊根町商工会と伊根町の担当部署間で、策定状況の共有及び改善策について定期的な協議を行う。

5) 訓練

- ・自然災害(台風等による風水災害、震度6弱以上の地震)が発生したと仮定し、伊根町との連携・連絡ルートの確認等を行う。

### 2. 発生後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、以下の手順で状況把握と関係諸機関との連携をする。

1) 応急対策実施の可否の確認

- ・発災後、速やかに当商工会職員の安否確認を行う。  
(安否確認・業務従事の可否、大まかな被害状況等を伊根町商工会と伊根町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、その感染拡大に備え、職員の体調管理・感染予防策を講じる。

2) 応急対策の方針決定

- ・伊根町商工会と伊根町との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員またその家族の命の安全を第一にした行動をとり、応急対策への参集は求めない。
- ・伊根町商工会と伊根町との間で相互の役割分担を決定する。

【被害規模の目安】

大規模な被害の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域内の10件以上の事業所で「窓ガラスが割れる」「瓦が飛ぶ」など、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地域内の5件以上の事業所で「床上・床下浸水」「建物の全壊・半壊」などの大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域内の5件以上の事業所で、「窓ガラスが割れる」「瓦が飛ぶ」など、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況の確認ができる。</li></ul>
ほぼ被害がない	目立った被害の情報ない。

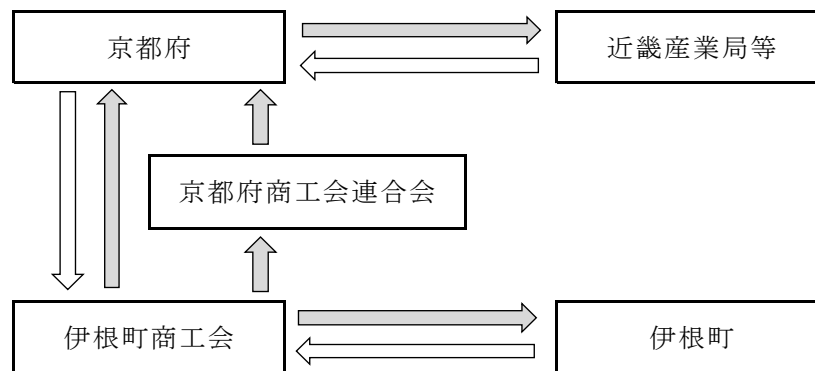
- ・本計画により、伊根町商工会と伊根町及び京都府商工会連合会とは以下の間隔で被害情報の共有をする。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

- ・感染症に関しては、伊根町のホームページへの発信情報を適宜閲覧する。

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による2次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・伊根町商工会と伊根町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・伊根町商工会と伊根町で共有した情報は、京都府災害対策現地情報連絡会（リエゾン）を通じて京都府に報告する。
- ・感染症については、国や京都府の方針に基づき、伊根町商工会と伊根町が共有した情報を、京都府災害対策現地情報連絡会（リエゾン）を通じて京都府に報告する。



4) 応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- ・事業者向け相談窓口の開設については、伊根町と協議の上決定・開設する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や京都府及び伊根町の施策）について、地域内小規模事業者等に周知する。
- ・感染症においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者を対象とした相談窓口の設置をする。

5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

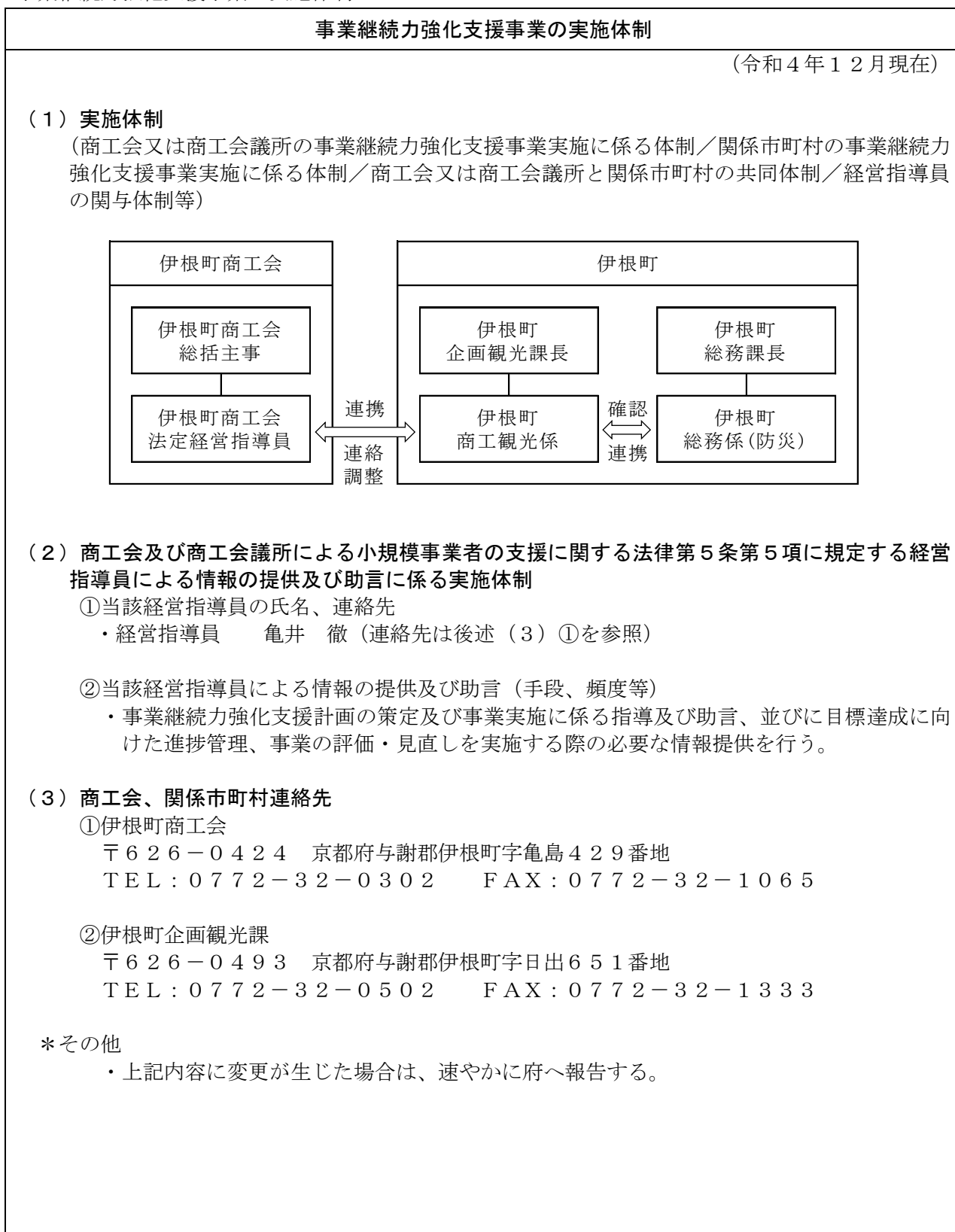
- ・国、京都府、伊根町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣などを関係諸機関に相談する。

\*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	70	70	70	70	70
・ 相談会開催費	20	20	20	20	20
・ チラシ等制作費	10	10	10	10	10
・ 備品等費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伊根町補助金、京都府補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし